# 伊那市過疎地域定住促進補助金

伊那市では、高遠町・長谷区域への、若者の定住等を促進し地域の活性化を図るため、伊那市 過疎地域定住促進補助金等交付要綱に基づいて、予算の範囲内で次の補助金を交付しています。

【若者等(15歳以上45歳以下)を対象とする補助金】

#### ◆住宅新築等補助金

若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者が、定住のため 対象地域に住宅の新築又は増改築を行う場合、その経費の10分の2以内で補助金を交付 します。

### ◆空き家取得等補助金

若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者が、定住のため 対象地域の空き家の取得又は増改築を行う場合、その経費の10分の2以内で補助金を交 付します。

#### ◆定住助成金

若者等又は45歳以下の者を含む世帯の代表者で、1ターン又はUターンした者が、対 象地域に住所を移し1年を経過した場合に対象となります。

#### ◆通勤助成金

高遠町区域のうち三義地区及び長谷区域に居住する若者等が、高遠町・長谷区域以外の 事業所に通勤し、通勤距離が片道10キロメートルを超える場合が対象となります。

## 【その他の補助金】

#### ◆出産祝金

伊那市役所保健福祉部子育て支援課、高遠町総合支所市民福祉課、 長谷総合支所市民福祉課のいずれかへお問い合わせください。

#### ◆廃屋取壊し事業補助金

対象地域の廃屋の所有者が、廃屋を取り壊す事業に要する経費の10分の1以内を補助 (廃屋とは、現に居住者がいない荒廃した住宅をいいます。)

#### ◆高等学校遠距離通学費補助金

対象地域内に住所を有し、高遠高校以外の高校に通学する生徒の保護者に対し、通学費 の一部を補助します。

※ 対象地域とは高遠町地域・長谷地域をいいます。

この伊那市過疎地域定住促進補助金等の要綱には、それぞれの支給要件があります。詳しくは 裏面の一覧をご覧いただき、事前に高遠町総合支所若しくは長谷総合支所の総務課総務係 (出産祝金は市民福祉課、高等学校遠距離通学費補助金は学校教育課)までお問い合わせください。

> 高遠町総合支所 電話:0265-94-2551 長谷総合支所 電話:0265-98-2211

# 空き家情報登録制度「空き家バンク」

# 空き家に灯りをつけませんか?

伊那市では、市内にある空き家を有効利用し、定住促進による地域の活性化を図るとと もに、地域の景観保全を推進するため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を運営して います。空き家を売りたい方・貸したい方、また空き家を買いたい方・借りたい方はご利 用ください。

+++ 空き家バンクに登録された物件の所有者に交付される補助金制度があります。+++

- ・空き家バンク登録促進補助金
- ・空き家バンク成約報奨金等

(概要については裏面をご覧ください。)

空き家バンクについてのお問い合わせは・・・

伊那市役所 地域創造課 移住定住促進係

電話:0265-78-4111 (内線 2253)





#### 過疎地域定住促進補助金等

種 類	交付対象者(全てに該当する者に限る。)	対象事業及び交付額	申請期限等
1里 規	(1)若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居	対象地域の住宅の新築又は増改築の	事業着手前を基本とし、特別の
住宅新築等補 助 金	する中学生以下の子を持つ者。 (2) 対象地域において住宅の新築又は増改築を行い、かつ、対象地域に住所を有し、定住する意思が認められること。 (3) 自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4) 新築又は増改築を行う住宅の所有権を有す	いずれかを行う事業に要する経費の 10分の2以内を交付する。 (150万円を限度とする。)	事情があるときは、事業完了後 2年以内 (真に事業を実施したことを 証明することができる書類 を要する)
空き家取得等 補 助 金	ること。 (1) 若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者。 (2) 対象地域の空き家の取得又は増改築を行った後、当該住宅に住所を有し、定住する意思が認められること。 (3) 自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4) 取得又は増改築を行う住宅の所有権を有すること。ただし、増改築の場合は、賃借権又は使用借権を有する者を含むものとする。	対象地域の空き家の取得又は増改築 のいずれかを行う事業に要する経費の 10分の2以内を交付する。 (150万円を限度とする)	事業着手前を基本とし、特別の 事情があるときは、事業完了後 2年以内 (真に事業を実施したことを 証明することができる書類 を要する)
定住助成金	(1) 若者等又は45歳以下の者を含む世帯の代表者。 (2) IターンまたはUターンをした者が、対象 地域に住所を有した後、1年を経過してお り定住の意思が認められること。 (3) 自治会に加入し、地域活動に参加する意思 が認められること。 (4) この助成金又は、同種の助成金の交付を受 けていないこと。	(1) 1 世帯につき15万円 (Uターン世帯にあっては10万円) (2) 中学生以下の子ども1人につき 2万円を加算 (3) 単身世帯又は単身者にあっては7万円 (Uターンした単身世帯又は単身者 にあっては5万円)	対象資格取得後2年以内
通勤助成金	(1)対象地域のうち高遠町三義地区、又は長谷 区域に住所を有し、定住する意思が認められる若者等 (2)高遠町区域及び長谷区域以外の事業所等に 就職し、通勤距離が片道10キロメートルを 超えていること。 (3)4月から翌年3月までの1年間を通じ、継続 して通勤すること。	片道10キロメートルを超える1キロメートル (1キロメートル未満の端数は、切り捨てる)につき、月額300円とし、1月につき5,000円を限度とする。	該当年度内
廃屋取壊し事業 補 助 金	対象地域の廃屋の所有者	対象地域の廃屋を取り壊す事業に要する経費の10分の1以内 (10万円を限度とする)	事業着手前を基本とし、特別 の事情があるときは、事業完 了後1年以内 (真に事業を実施したことを 証明することができる書類 を要する。)
高等学校遠距離 通学費補助金	対象地域に住所を有し、長野県高遠高等学 校以外の高等学校に通学する生徒の保護者	JRバス高遠駅から通学校の最寄駅までの路線バス運行区間を基準に、 1か月通学定期券による額を基準とし、12か月分に換算した額の10分の 1の額(ただし、伊那市母子・父子家庭高等学校生徒等遠距離通学費補助金の交付を受けている場合を除く。)	該当年度内 (該当世帯には、別途案内)
空き家バンク 登録促進補助金	空き家バンクに登録された(登録見込み を含む。)物件の所有者	(1)対象地域の住宅の増改築又は修 繕の、いずれかを行う事業に要 する経費の10分の2以内 (150万円を限度とする。) (2)登録物件の家財等の道具の搬出 及び処分並びに屋内外の清掃に 要する経費(15万円を限度)	空き家バンク登録申請後1年 以内(真に事業を実施したこ とを確認することができる書 類を要する。)ただし、賃貸 を目的とする物件については 賃貸の契約後1年以内も対象 とする。
空き家バンク 成約報奨金等	空き家バンクに登録された物件の所有者	(1)登録物件の売買又は賃貸の契約 成立1件につき10万円 (2)登録物件1軒につき伊那市観光 株式会社が発行する施設宿泊補 助券6万円 (登録の日から6月につき1万円 分を、3年に分割して交付)	(1) 当該物件の売買又は賃貸の契約後1年以内(契約したことを確認する事ができる書類を要する。) (2) 施設宿泊補助券の交付を受ける場合にあっては申請不要

- ◎ 対象地域とは高遠町地域・長谷地域をいいます。(一部、対象外の地区がありますのでお問い合わせください。)
- ◎ 住宅の増改築を行う際は、併せて耐震改修についてもご配慮ください。

#### <制度活用上の注意>

- ・補助金等(空き家バンク登録促進補助金及び廃屋取壊し事業補助金は除く。)の交付を受けた方は、交付を受けた日から 5年以内に対象地域に住所を有しなくなった、もしくは現に居住しなくなった場合、交付を受けた補助金等は全額、返還いただくことになります。出産祝金については、交付対象となった子供が、5年以内に対象地域に住所を有しなくなった場合には全額を返還いただきます。
- ・高等学校遠距離通学費補助金を除き、この補助金等の交付は、審査会で決定されます。
- ・申請者本人、同居親族が市税等を滞納しているときは、補助金等は交付されません。

